

※本翻訳はロシア NIS 貿易会監修による仮訳である。  
本法原文はキルギス共和国司法省法的情報集約データバンク  
(<http://cbd.minjust.gov.kg/>)よりダウンロードした露文資料に基づく。

## キルギス共和国法

2008年4月5日付第55号

### 「企業活動の規制に関する法的基盤の最適化について」

(改正：キルギス共和国法 2013年7月30日付第168号、2014年2月18日付第35号)

本法は、企業活動の規制に関する基本原則を定め、また、本法に適合した法規範的文書の見直し手順を定めるものである。

#### 第1条 企業活動に対する規制

本法において企業活動の規制とは、事業者およびその活動に対する権利、義務、要求事項の制定、また国家当局機関と事業者の間の関係の規制を意味する。

#### 第2条 企業活動の規制に関する法的基盤の見直し作業および最適化の基本原則

企業活動の規制に関する法的基盤の見直し作業および最適化の基本原則は、次の通りである。

- ・ 企業活動の規制に関する法的基盤の最適化プロセスにおける連続性。企業活動の国家規制の分野における法規範的文書（以下「法規範的文書」という）の立案および履行に際する透明性および安定性。
- ・ 企業活動への非介入。これには、法律の定める場合を除き、企業活動を停止させないことも含まれる。
- ・ 国家による規制および管理について、国家機関の職務を区分する。
- ・ 規制作用の分析に基づいて立案された根拠を、行政府機関および地方自治体機関が提示しないとき、この法規範的文書を廃止する。
- ・ 企業活動の分野における法律の何某かの規定の適用に疑問が生ずるとき、曖昧な法令を、企業主体に有利なように解釈する。

- ・ 国家機関および地方自治体機関による、法律に定めのない支払いの制定および徴収を許容しない。
- ・ 企業活動に関係するライセンス発行、許可、その他の措置に際して、キルギス共和国法および（または）キルギス共和国政府決定に定めのない書類の制定および要求を許容しない。
- ・ 競争の制限および市場の独占化を許さない。
- ・ 企業活動の規制に関する法的基盤の最適化プロセスの全段階に、関係実業界の代表者を必ず参加させる。
- ・ 諸法規範的文書における欠缺および抵触を明確にすることならびにそれぞれの具体的な法規範的文書による企業活動の法的規制の効率を確認することを目的とした、企業活動を規制する、現行の受け入れられている法規範的文書のモニタリングおよび評価の実施の継続性、透明性および客観性。

（改正：キルギス共和国法 2013 年 7 月 30 日付第 168 号、2014 年 2 月 18 日付第 35 号）

### 第 3 条 企業活動の分野における国家政策の実施に責任を負う、委任を受けた国家行政府機関

企業活動の分野における国家政策の実施に責任を負う、委任を受けた国家行政府機関（以下「委任を受けた機関」という）は、キルギス共和国政府により定められる。

委任を受けた機関は、

- ・ 企業活動の規制に関する法的基盤の最適化プロセスにおける連続性を確保する。
- ・ 行政府機関および地方自治体機関による本法の履行に対する監督を実施し、キルギス共和国政府に対し報告書を年に一度提出する。
- ・ 法的規制の欠缺および抵触を明確にすることならびに法的規制の効率を確認することを目的とした、企業活動を規制する法的基盤のモニタリングおよび評価を、実業界および市民社会の代表者らを招へいして継続的に行い、これについて毎年キルギス共和国政府官房に報告書を送付する。
- ・ 規範的文書を、本法およびキルギス共和国のその他の法規範的文書が定める原則へ適合させ、また、キルギス共和国における企業活動規制の効率を向上させるための、規範的文書の見直し作業に関する提言の収集および準備を担当する調整機関である。
- ・ キルギス共和国の法令の定める手順に従い、本法に適合しない法規範的文書の見直し作業、または、失効の認定に関する提言を提出する。

（改正：キルギス共和国法 2014 年 2 月 18 日付第 35 号）

#### 第 4 条 規制作用の分析

1. 規制作用の分析においては、法規範的文書案への共通する対応として、次を定める。
  - ・ 規範的文書案の根拠。
  - ・ 事前分析の実施。
  - ・ 法規範的文書の履行に絡む、支出および予想される利益の検討および評価。
  - ・ 法規範的文書の適用に対する共和国（地方）予算の支出の特定。
  - ・ 経済および社会的プロセスに対する予想される影響の記述。
  - ・ 国際法の規範およびキルギス共和国の義務に、法規範的文書が適合しているかの評価、および、規範的文書の遵守に対する管理。
  - ・ 競争に対する影響がもたらす予期しうる結果の評価
  - ・ 提案された法規範的文書で規制される問題の解決方法における対案の検討。

規制作用の分析は、現行の法規範的文書に対しても実施することができる。

2. 規範的文書の規制作用の分析方法は、キルギス共和国政府の承認を受ける。

(改正：キルギス共和国法 2013 年 7 月 30 日付第 168 号)

#### 第 5 条 企業活動の国家規制の分野における法規範的文書の見直し作業

1. 法規範的文書は、本法の規定に従い見直される。規範的文書の見直し作業とは、市場経済の原則に適合しているか評価することを目的として、法規範的文書の内容を分析することである。

2. 各々の法規範的文書は、本法第 2 条が定める原則に適合しなければならない。

#### 第 6 条 規範的文書の見直し作業の第一段階

1. 行政府機関および地方自治体機関は、本法に基づき、その活動分野に該当する法規範的文書を、3 カ月以内に審査する。

法規範的文書を審査するに際して、行政府機関および地方自治体機関は、当該部門における実業界の代表を加えたワーキンググループを結成する。

2. 本条第 1 項第 1 節に定められた期限終了後 15 日以内に、それぞれ行政府機関および地方自治体機関は、委任を受けた機関の定めた手順に従い、根拠を添えた法規範的文書を、委任を受けた機関に提出する。

3. 本条第2項に定められた期限終了後15日以内に、委任を受けた機関は、根拠を添えた然るべき法規範的文書を、キルギス共和国政府が設立した官庁間委員会に提出する。官庁間委員会の職務、権限、構成、その他の事項は、キルギス共和国政府により定められる。

#### 第7条 法規範的文書の見直し作業の第二段階

本法第6条に示された期限終了後3カ月以内に、官庁間委員会は、行政府機関および地方自治体機関が提出した法規範的文書および説明文書を審査する。法規範的文書を提出した行政府機関および地方自治体機関は、この審査に参加する。

官庁間委員会は、関係者および関係組織が法規範的文書の審査に参加するための条件を伝え、これを確保する。

#### 第8条 法規範的文書の見直し作業の第三段階

1. 本法第7条に示された期限終了後1カ月以内に、官庁間委員会は、法規範的文書の本法への適合に関する結論を出し、これをキルギス共和国政府に提出する。

2. 官庁間委員会による結論の提出後1カ月以内に、キルギス共和国政府は、法規範的文書の本法への適合または不適合に関する決定を下す。

3. 本条第2項に示された期限終了後2カ月以内に、行政府機関および地方自治体機関は、法規範的文書が本法に適合しないとするキルギス共和国政府の決定に基づき、所定の手続きに従い法規範的文書を本法に適合させる。

これに際し、キルギス共和国政府は、行政府機関および地方自治体機関の法規範的文書が本法に適合しないと判断されるとき、自らの決定によりこれを廃止することができる。

#### 第9条 最終規定

1. 本法は、公布された日より発効する。

2. キルギス共和国政府は、

- ・ 初めに法規範的文書の見直し作業における第一段階の実施開始時期を定める。
- ・ 自らの決定を、本法に合わせて修正する。
- ・ 本法に法規範的文書を適合させることを目的とした、規範的文書の見直し作業の実施を、年毎に組織する。
- ・ 本法の枠内で実施された作業の結果に関する情報を、毎年、キルギス共和国議会に

提出する。

- ・ 本法が定める原則にキルギス共和国の立法機関制定法を適合させる提言を、キルギス共和国議会に提出する。

キルギス共和国大統領

K. バキエフ